毒物・劇物貨物の保管管理は大丈夫？

毒物・劇物を保管管理する場合、
毒物劇物一般販売業の登録許可が必要です。

※毒物・劇物は、販売業の登録なしでは、たとえ個人的にても
自由に保管、販売したり譲ったりすることは禁じられています。

安心　安全

福岡倉庫では、
毒物および劇物取締法
第４条の規定に基づき、
毒物劇物の一般販売業
の登録許可を取得。

※各所に「**毒劇物取扱責任者**」の資格保有者を配置して、
顧客や社会に対して安全で信頼できる物流を提供致します。
（資格保有者：７名）

毒物・劇物貨物とは、

毒物及び劇物取締法では、農薬、工業薬品、試薬など社会経済上有用な化学物質で、比較的少量でも、人や動物に危害をあたえる物質を、毒物や劇物と指定しており、保健衛生上の観点から、その保管や取扱い、運搬方法などについて、保管施設・管理体制の両面から必要な規制の対象となっております。

取得４事業所

本社営業所
福岡市東区多の津 2-9-8
（肥料類保管中）

中央営業所
福岡市中央区那の津 2-9-4
（農薬類保管中）

箱崎営業所
福岡市東区箱崎ふ頭 2-2-35
（農薬類保管中）

志免営業所
糟屋郡志免町別府西 3-7-1
（防食塗料保管中）

毒物・劇物の適切な管理に必要な事項

■毒物・劇物は盗難、紛失を防止しなければなりません。

※保管場所は、鍵のかかる場所で必ず**施錠**し、**鍵の管理**の徹底が求められます。
※保管場所は、毒物については**「医薬用外毒物」**の文字。
劇物については**「医薬用外劇物」**の文字の表示が義務付けされています。

■毒物・劇物が漏れたり、流出したりしないよう措置を講じなければなりません。

※取扱いについては、保管されている毒物・劇物の**在庫数の定期的点検、使用量（入出庫記録）の把握と記録の保持**が義務付けされています。
また、毒物・劇物の横転・転落防止策を講じる必要があります。

■毒物・劇物を取り扱う事業所では、**毒物劇物危害防止規定**の作成が必要です。

※危害防止規定とは、毒物・劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを狙いとして管理・責任体制を明確にし、日常管理、貨物の漏れ・流出の措置方法、盗難・紛失があった場合の警察署への通報体制まで含め整備、作成する規定です。

福岡倉庫は、毒物・劇物の保管に必要な条件を備えた倉庫を保有

在庫管理は独自の WMS(倉庫管理システム) にて、常に在庫確認できる状況（棚番との紐付管理）と受払履歴（トレーサビリティー）等の記録を管理しており、必要とあらばいつでもこれらの情報を荷主様にご提供可能です。

お問い合わせは下記をご記入の上コチラまで送信してください ⇒ FAX 092-621-2373

貴社名	お問い合わせ内容 ☐ 詳しい資料がほしい ☐ 説明に来てほしい ☐ 見積りをしてほしい ※あてはまるものに ✓ を入れてください。
部署・役職	
ご氏名	
ご住所　（〒　　－　　）	
TEL	FAX / Email

※ご記入頂いた個人情報は、業務にあたってのご連絡・ご案内のみに使用させて頂きます。

福岡倉庫株式会社
本社／福岡市東区多の津2-9-8　担当／福岡営業グループ
TEL 092-611-6151　FAX 092-621-2373　E-mail info@fukuokasoko.com

18440001
NKKKQA ISO 9001 ISO 14001
国土交通省 優良トランクルーム 認定第842号